

平成31年2月28日

追加調査報告書の要旨

学校法人東京医科大学第三者委員会

本報告書は、平成30年10月以降三回にわたって東京医科大学に提出した報告書のうち、最終報告書提出時点（平成30年12月28日）では時間的制約により実施できなかった三つの事項（問題漏洩、寄付金収受及び看護学科入試）について追加的に調査し、その結果を報告するものである。

1 「問題漏えい」の疑いについて（最終報告書第3関連）

特定の受験生（1名）に対する問題漏えいの疑いが生じたため、当委員会は当該受験生に対するヒアリングを実施した。これに対し、同受験生は試験問題等の提供を試験前に受けたことを明確に否定した。この点を含めて、当該疑惑を打ち消す方向に働く証拠及び事情が複数存在することから、当委員会としては、本件受験生に対する問題漏えいがあったと認定することはできないと判断した。

もっとも、同疑いが生じる原因の一つとなったのは、試験問題等の管理に問題があり、これが問題漏えいに繋がる可能性があったことによる。東京医大においては、今後同様な事態が発生しないよう、入試問題漏えいの機会を可及的に排除する対策を講じ、試験問題等の管理の適正性の確保に取り組む必要がある。

2 受験生関係者からの寄付金について（最終報告書第4、2（2）関連）

- (1) 当委員会は、東京医大から、最終報告書第4、2（2）ウ（ウ）記載の臼井氏メモに記載されている11名の受験生の保護者によってなされた寄付の状況を調査した資料の提供を受け、関係者に対するヒアリングを実施する等の追加調査を行った。結果的には、臼井氏メモにかかる医学科入試に関し、寄付金に関する文科省通達（「私立大学における入学者選抜の公正確保等について（通知）」（14文科高第454号））が禁止する「募集」や「約束」に該当する具体的行為の存在を認定するには至らなかった（合格発表前の接触自体は認められた）。しかし受験生の関係者の中には、メモ記載の数字に相当する額の寄付を現実に実行した者が複数存在する等、寄付金に関する（金額を含めた）具体的なやり取りを行っていたのではないかと疑われる事実も存在する。特に、臼井氏が二次試験合否判定前に作成したと認められるメモに「1000万」と手書きの記載がある2名の受験生関係者とのやり取りについては、両名の合格発表の前のものであったことが強く疑われる。
- (2) 臼井氏と関係者との間のメール等を介して、東京医大の同窓生その他関係者の中に、学長らに入試に関する何らかの配慮を依頼し、実際に合格・入学が実現した場合には、

大学に対し多額の寄付をするものだと考えていた者が少なからず存在し、臼井氏もこれを否定していなかったことも、明らかになっている。同大学において特定の受験生を有利に扱う等の問題行為がなされた背景の一つとして、関係者の一部に、このような意味での暗黙の了解が存在していた可能性を否定できない。

いずれにせよ、合否判定前に受験生関係者と接触することは、それ自体が入試の公正確保に疑惑を招くことから厳に慎まなければならない（寄付金に関する上記文科省通達参照）。寄付金に関するやりとりは、特に、個別調整を通じて入学者選抜の公正を害することにつながりかねない。このような問題が再び生じることがないように、東京医大においては、関係者の認識の改善を含め再発防止を徹底する必要がある。

3 看護学科入試について（最終報告書第5 関連）

- (1) 平成25年度看護学科入試において、特定の受験生につき便宜を求める国会議員の依頼に応じて、当時学長であった臼井氏の指示のもと、成績上位者29名を飛び越えて補欠者に含める処置をした行為が認められた（最終報告書記第5）。当委員会は、追加調査として、上記問題行為への関与が疑われた国会議員（当時）のヒアリングを実施すべく、複数回にわたり書面を送付して、当委員会のヒアリングに応じるよう求めたが、元国会議員は、臼井氏及び鈴木氏について裁判が係属中であることを理由にこれを拒んだため、ヒアリングは実現しなかった。
- (2) ヒアリング対象者（看護学科関係者）によれば、ほぼ毎年のように、臼井氏から、特定の受験生について便宜を求める指示があったとのことである。また、特定の国会議員（上記元国会議員とは異なる人物）が、平成30年度の入試に関連して、当時学長と看護学科長を兼務していた鈴木氏に宛てて、特定の受験生につき、受験番号の記載とともに「格別のご配慮をお願い申し上げます。」などと記す書簡を送付したことも確認された。しかし、追加調査によってもこれを超えて、他に「公正かつ妥当な方法」によらない入学者の選定が行われたと認定すべき事案は特に認められなかった。
- (3) 看護学科についても、特定の受験生に対する優遇を求めるかのごとき依頼が複数寄せられ、また、その依頼を受けて、学長が看護学科学務課職員に対して不適切な指示を行っていた事案も認められる。この点、看護学科においても、入試選抜における不正を防止するため、医学科において執られる対策（第二次報告書第7及び最終報告書第7参照）に準じた対応が執られるべきである。

以上